

していくよう検討したいと考えている。さらに、集中改革プランに基づく行財政改革を推進するとともに、住民サービスに支障をきたさないように心がけながら、職員の早期退職の勧奨および採用人数の抑制による人件費の削減にも取り組む必要があると考えている。

圃 健全化判断比率の各指標について。
罫 実質赤字比率および連結実質赤字比率は、全会計で赤字ではないことから、数値なしとなっている。実質公債費比率は、早期健全化基準の25・0%に対し19・5%、将来負担比率は、同じく早期健全化基準の350・0%に対し、165・0%となっている。

圃 資産管理と責任体制について
圃 沢松地区の土地の管理実態について。
罫 平成15年に現況測量を行い、道路部分と道路以外を区分し分筆登記を行った結果、同番地の私的占有が確認された。同番地は、旧国鉄用地であり、町が払下げを受けたのは、昭和60年であるが、それ以前から私的占有の状態であり、返還請求は難しいと判断をした。

圃 指示の時期等について。
罫 事実を知ったのは、平成15年11月7日の復命書によるものであり、復命書の決裁後、口頭で公正な事務を執行するように指示した。
圃 土地の売買の基準について。
罫 昭和60年購入当時の価格に設定した根拠は、当該土地について、現在まで自分の土地であるという所有の意思を持ち、20年を経過した場合、時効取得が認められ、今回の件も該当する可能性が高いとの見解により、評価額よりは低い

いとはいえ、購入当時の価格で契約を締結するに至った。

圃 資産処分協議の承認について。
罫 条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくしてこれを譲渡する場合には、議会の議決が必要となっているが、沢松の土地の件は、関係者と協議の上、価格を設定したものであることから、適正な対価であると判断をして、議会の承認は必要ないものと考えてた次第である。

圃 その他の土地の対応について。
罫 遊休地は、現地踏査を実施して、愛治の町営住宅跡地は、払下げの手続を進めることとし、それ以外の土地は、現状の町有地として管理すべきと判断している。広見中学校の用地は、測量が終了し、関係者の境界立会も済み、現在、図面を作成中である。

圃 町有林の管理について
罫 松食い虫被害木対策について。
圃 松の生育条件を整備すると、自然に松は生育するものと思われるが、この条件整備も、経費はかかるものであり、費用対効果の点など経済性を考慮すると、早急な対応ができないものと考えている。

圃 林業行政の指導方針について。
罫 町としては、森林の有する水源かん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、木材等生産の各機能の発揮が図れるよう、それぞれ期待される機能に応じた多様な森林資源の整備を基本的な考え方とし、森林行政を推進している。特に、昨今の厳しい林業経営の状況下において、間伐等の森林施業を推進するため、森林組合と連携し、森林施業の団地化を図り、作業道等の高管路網の整備や

高性能林業機械の導入によるコストの縮減に努めるなど、低コスト林業の確立を目指した森林施業に取り組んでいる。

圃 等妙寺跡周辺の町有林の有効活用計画と管理施行計画について。
罫 平成20年度と平成21年度にかけて、国の補助を受けて保存管理計画を策定することとしている。この計画は、今後史跡を適正に保存管理していくための基本方針を定めるものである。

圃 運営管理指導について
罫 安易な運用を避けるための条例制定について。
圃 町が出資している法人のうち、地方自治法第221条第3項に該当する法人は、同法の規定に基づき、毎年事業計画および決算に関する書類を議会に提出しており、第3セクターに出資や貸付する場合は、予算について議会の議決を得ている。現在のところ、条例の制定は考えていない。

圃 解散した場合における出資金の処分について。
罫 株式会社解散した場合、第3セクターであっても、その解散処理は会社法が適用される。会社法の規定に基づき残余財産が分配されるので、出資金の処分は、町が地方自治法上で関与できる手続ではないと理解している。

圃 キジ加工販売事業について。
罫 買い取り・委託と相手方により対応が異なるが、売れ行き状況の連絡を取り合いながら賞味期限切れがおきないよう対応している。賞味期限切れが発生した場合は、商品開発試作用に使用して無駄を生じないよう努力しているが、再

製品化はしていない。また販売所は有資格者に委託している。

圃 鬼北町・松野町合併問題について
圃 合併を強行に進める協議運営のようだが。
罫 これまでの協議会でも、協議すべきところは十分に協議し、委員の皆さんの意見を十分にお伺いしているつもりであり、ご指摘のように、強行して合併を進めているという認識は全くない。ただ、松野町との合併協議を進めていく上で、今回の合併特例法の期限が平成22年3月31日までであることは、十分に頭の中に入れておく必要があるのではないかと考えている。

今回の合併特例法の特例措置は、色々あるが、旧の合併特例法と比較して大きく変更になった点は、1点目として、合併特例債が廃止になり、あまり条件的に良くない合併推進債になったこと、2点目として、普通交付税の合併算定替の合算特例期間10年が段階的に5年に短縮されることがあげられる。

新合併特例法の期限は、平成22年3月31日までであるため、平成21年度中に合併すれば、合併特例法が適用され、合併算定替の合算特例期間が5年となり、その後5年の激変緩和期間があるので、10年間は特例措置の恩恵を受けることができることになる。

それが、協議に時間を要して、平成22年の4月以降に合併がずれ込んだ場合には、合併特例法の適用を受けることが出来ないため、普通交付税の合併算定替の特例措置はなく、人口約1万7千人の自治体に交付される普通交付税しか交付されないということになる。その額を平成19年度の